

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに雇用され、現場主任として業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、労働基準監督署へ届出を行うため同署に入ろうとしたところ、足を滑らせ転倒（以下「本件災害」という。）し、負傷した。

請求人は、同日、C医療機関を受診し、「腰部打撲症、頭部打撲症、外傷性頸部症候群」と診断され、療養の結果、○年○月○日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第1級を超えると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の障害補償給付支給請求書に添付されたD医師作成の○年○月○日付け診断書における傷病名である外傷性頸部症候群（以下「本件傷病」という。）については、決定書理由(略)に説示するとおり、障害等級第1級と認定されるところ、請求人は、治癒（症状固定）後も、めまい、耳鳴り、視力低下及び飛蚊症等の多彩な症状（以下「本件症状」という。）があり、これらは本件災害に起因すると主張していることから、同等級を超えるものであると主張しているとみられる。

(2) この点につき関係する医師の意見をみると次のとおりである。

ア D医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、本件災害後に発生した請求人の本件症状と本件傷病との因果関係は明白であるとし、その発生機序として、頸部交感神経等の自律神経障害により、めまい、耳鳴り、視覚障害を生じることがあると述べている。当審査会としては、D医師の意見は、可能性を述べたものにとどまり、明らかな因果関係があるとはいえないことから採用できない。

イ 請求人が訴える聴力障害、耳鳴り及びめまいなどの本件症状に関する医証をみると、E医師は、○年○月○日監督署受付の意見書において、請求人の傷病を「両感音性難聴、両耳鳴症、めまい症」と診断し、いずれも本件災害後から出現したことを考えると、受傷との何らかの関係を疑うと述べている。一方、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人の両難聴、両耳鳴り及びめまいと本件傷病との間に明らかな因果関係はないと述べている。さらに、G医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、後頭部の打撲だけで、難聴、耳鳴り及びめまいが続くことは考えられないと述べている。

上記のE医師の意見は、可能性を述べたものであるのに対し、G医師の意見は画像所見等を踏まえたものであることから、当審査会としては、G医師

の意見は妥当であり、本件症状と本件災害との間には相当因果関係はないものと判断する。

ウ 請求人が訴える視覚障害及び飛蚊症に関する医証をみると、H医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人の傷病を近視性乱視及び飛蚊症と診断しているが、それらの傷病と本件災害に伴う傷病との因果関係は不明と述べている。一方、I医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人は、両飛蚊症、両色覚異常、羞明及び視力低下を訴えているが、それらの愁訴は本件災害とは関係がない旨述べている。当審査会としては、I医師の意見は妥当であり、本件症状と本件災害との間には因果関係があるとはいえないものと判断する。

(3) 以上にみたように、請求人の本件症状は、本件災害及び本件傷病のいずれとも相当因果関係が認められないことから、当審査会としても、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、本件傷病による障害(障害等級第12級)と既存障害の右手指の頑固な神経症状(障害等級第12級)を併合の方法を用いて準用し、障害等級第11級に該当するものであると判断する。

(4) そのほか、請求人の主張及び審査資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。